

## 医師～医師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO201.html>
- 医師法により、資格要件(免許について第2条から第8条、国家試験について等は第9条～第16条で定められている)、臨床研修義務、業務上の責務・義務など(応召義務のほか、無診察診療の禁止、カルテの記載・保存義務など)が定められている。
- 医師数は医師法第6条3項で定められた届出に基いて、歯科医師数、薬剤師数とともに「医師・歯科医師・薬剤師調査」として2年ごとに公表されている
- 2008年末時点での届出医師数は286,699人で増加中。しかし人口当たりの医師数は欧米諸国に比べ少ない(2011年医療施設調査では、常勤換算で病院勤務医は199,499人、診療所勤務医は119,873人、歯科診療所勤務医が127人)

### 【医師法から抜粋】

第一条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。  
第六条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。  
2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。  
3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 薬剤師～薬剤師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO146.html>
- 第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
- 第二条 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならぬ。
- 第三条 薬剤師の免許(以下「免許」という。)は、薬剤師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対するものとする。
- (条件付き業務独占)第十九条で、医師、歯科医師または獣医師が患者が特に希望した場合など特別な場合に自己の処方箋により自ら調剤する時を除き、「薬剤師でない者は販売又は授与の目的で調剤してはならない」と規定されている。
- (名称独占)第二十条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。
- (応召義務)第二十一条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (処方せんによる調剤)第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
- (薬事法) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO145.html>
- 薬事法第4条により、薬局の開設には都道府県知事の許可(6年間有効)が必要で、薬事法第7条により薬局の管理者は薬剤師でなくてはならない(開設者は薬剤師でなくてもよい。また2つ以上の薬局の管理者を兼ねることはできない)と規定されている。薬剤師は中医協にも医療提供者の一員として参加している(現在のところ、医師、歯科医師、薬剤師のみ)
- 2009年に登録販売者制度が導入され、第2類と第3類一般用医薬品の販売だけなら薬剤師が常駐しなくとも可能になった。World Health Statistics 2007によると薬剤師の人数は人口1000当たり1.21で先進国中最も多い。薬科大学・薬学部は2006年から6年制になった。届出薬剤師数は2008年末に267,751人で、届出医師数よりやや少ない。薬学部の新設もあって、2027年には40万人になると予測されるが需要は29万人と予測され、余剰が出る懸念が大きい。

## 診療放射線技師～診療放射線技師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO226.html>
- 第一条 この法律は、診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。
- 第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。
  - 一 アルファ線及びベータ線
  - 二 ガンマ線
  - 三 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
  - 四 エツクス線
  - 五 その他政令で定める電磁波又は粒子線
- 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。
- 第三条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 医師、歯科医師の指示の下に放射線検査を行う。MRIも扱う
- 2010年末で、免許取得者数は69,334人、常勤換算の従事者数は病院38,079人、診療所8,672人。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001w5xo-att/2r9852000001w6er.pdf>

## 歯科医師～歯科医師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO202.html>
- 歯科医師法は、資格要件、応召義務等、医師法にほぼ準じている。歯科医師国家試験に合格した者が歯科医籍に登録することで厚生労働大臣から免許を付与される。
  - ・ 第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
- 医師と同じく、2006年から臨床研修が義務づけられた
- 2011年医療施設調査(2011年10月1日現在)では、病院10,112人、一般診療所1977人、歯科診療所93,007人(常勤換算)。

## 保健師、助産師、看護師、准看護師

- 保健師助産師看護師法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO203.html>
  - ・ 第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。
  - ・ 第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けた、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。
  - ・ 第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けた、助産又は妊娠、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。
  - ・ 第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けた、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
  - ・ 第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けた、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。
- 第7条で保健師は保健師国家試験と看護師国家試験、助産師は助産師国家試験と看護師国家試験、看護師は看護師国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けると規定。
- 2010年就業実人員(平成22年衛生行政報告例(就業医療関係者)結果):保健師45,028人、看護師952,723人、准看護師368,148人。保健師と看護師は増加傾向、准看護師はやや減少。常勤換算だと、保健師42,632人、看護師884,583人、准看護師328,242人

## 臨床検査技師～臨床検査技師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO076.html>
- 法律の正式名称は「臨床検査技師等に関する法律」
  - ・ 第一条 この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もつて医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
  - ・ 第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けた、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行ふことを業とする者をいう。
  - ・ 第三条 臨床検査技師の免許(以下「免許」という。)は、臨床検査技師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与えられる。
  - ・ 第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
  - ・ 第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が臨床検査技師名簿に登録することによって行う。
    - 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。
- 医療施設の就業者は、2011年医療施設調査による常勤換算で、病院49,772人、一般診療所12,686人。

## 理学療法士、作業療法士

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO137.html>
- 「理学療法士及び作業療法士法」
  - ・ 第一条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。
  - ・ 第二条 この法律で「理学療法士」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
  - 2 この法律で「作業療法士」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
  - 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
  - 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。
  - ・ 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。
- 医療施設での業務従事者数は、2011年医療施設調査による常勤換算で、理学療法士が病院51,800人、一般診療所9,820人。作業療法士が病院33,020人、一般診療所2,406人。

## 視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士

- 視能訓練士(ORT) : 医師の指示の下に視覚機能の検査や矯正訓練を行う。視能訓練士法による国家資格。
  - ・ 2011年医療施設調査による常勤換算数では、病院勤務が3,435人、一般診療所が3,382人
- 言語聴覚士(ST) : 医師、歯科医師の指示の下に、音声機能、言語機能、聴覚障害者に対して言語機能検査、聴覚機能検査や言語訓練、嚥下訓練、人工内耳の調整を行う。1997年に言語聴覚士法が制定され国家資格となった(かつては言語療法士とも呼ばれていた)
  - ・ 2011年医療施設調査による常勤換算数では、病院勤務が10,650人、一般診療所が805人
- 義肢装具士(PO) : 医師の処方により義肢装具の採型・採寸ならびに適合・調整を行う専門職。1987年に義肢装具師法が制定され国家資格となった(養成校は少ない)。国家試験に合格した者が厚生労働大臣の免許を受け、名簿に登録する。
  - ・ 2011年医療施設調査による常勤換算数では、病院勤務が63人、一般診療所が74人(有資格者は4,000人超)

## 介護関連及び栄養関連の職種

- 介護支援専門員(ケアマネージャー) : 介護保険法第7条による「要介護者又は要支援者(以下、要介護者等)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業を行なう者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたもの」都道府県の登録制の資格(厚生労働省令で定める実務の経験があり、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修の課程を修了することで介護支援専門員として登録)。登録者は40万人超。
- 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士(PSW) : 「社会福祉士及び介護福祉士法」と「精神保健福祉士法」による国家資格。前2者は登録制(養成校を卒業すれば国家試験を経なくてはならない)、PSWは厚生労働大臣の免許。2011年医療施設調査によると、病院に各々6,767、34,942、7722人、一般診療所に各々2,630、31,646、1,667人従事(常勤換算)。
- 管理栄養士: 栄養士法による国家資格(厚労大臣の免許)。名称独占だが、医療専門職の中で唯一法律で守秘義務が定められていない
  - ・ 栄養士は養成施設卒業者に対し都道府県知事の免許
  - ・ 配置基準(医療法に基づく)では、栄養士は病床100以上の病院に1人、特定機能病院には管理栄養士1人が必須。管理栄養士は健康増進法により大規模給食施設(保健所が施設指定)には配置
  - ・ 2011年医療施設調査によると、病院に管理栄養士は18,824人、栄養士は5,486人、診療所は両者合計で7,286人。
- 調理師: 調理師法による名称独占の資格。都道府県知事の免許(調理師試験は厚生労働大臣の定める基準により都道府県知事が行う)。
- 栄養教諭: 中教審の答申を受けて2005年から食育推進のため設置。養成課程は複雑。学校教育法による。

## その他、法律で定められている職種

- 臨床工学技士: 病院14,585人、一般診療所5,415人。
- 衛生検査技師: 病院141人、一般診療所370人。
- 歯科衛生士: 病院4,636人、一般診療所1,626人、歯科診療所92,874人
- 歯科技工士: 病院750人、一般診療所207人、歯科診療所10,832人
- あん摩マッサージ指圧師: 資格は鍼師・灸師とともに鍼灸マッサージあん摩師法による国家資格(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO217.html>)。病院に2,103人、一般診療所に4,055人。3職種とも厚労大臣免許。
- 柔道整復師: 柔道整復師法による厚労大臣免許。打撲・捻挫等には医師の同意なく施術でき保険適用。骨折と脱臼への施術には医師の同意が必要。慢性の肩こりなどへの施術は自費診療。病院に564人、一般診療所に3,525人勤務。ただし整骨院(接骨院)が37,997(2010年末)あり、柔道整復師数は50,428人(但し登録人数)。
- 労働衛生コンサルタント: 労働安全衛生法による国家資格(登録制)。
- 救急救命士: 救急救命士法による厚労大臣免許。主として消防に所属
- 養護教諭: 学校教育法と教育職員免許法による。保健主事を兼ねることが多い。学校保健の要。保健師は4科目8単位の指定科目取得により二種免許をとれる。

\* 但し書きのない人数は、いずれも2011年医療施設調査による常勤換算数(小数点以下切り捨て)。

## 法律に規定されていない職種

- 臨床心理士: 日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格だがハードルが高い(<http://www.fjcbcp.or.jp/>)。
- 医療ソーシャルワーカー(MSW) : 公的な資格は無いが、社会福祉士をもつことを採用条件にしている病院が多い。
- 診療情報管理士: ライブドアとしての診療録を高い精度で機能させ、そこに含まれるデータや情報を加工、分析、編集し活用することにより医療の安全管理、質の向上および病院の経営管理に寄与する専門職。米国での歴史が古い。日本では日本病院会の診療情報管理士の通信教育受講生と認定者は大幅に増加しており、「診療録管理士」、「診療情報管理士」認定者総計25,469名が医療機関で活動(日本病院会のwebサイトによる)
- 腫瘍登録士: がん対策基本法により地域がん登録が推進され、各専門科の学会が進める院内がん登録も進展したことでニーズが高まったが、現在のところ、日本では検討中。診療録管理学会に委ねられている。

## まとめ

- 資格制度
  - ・多くの医療専門職は厚生労働大臣の免許による
  - ・准看護師、栄養士、調理師は都道府県知事の免許
  - ・介護支援専門員(ケアマネ)は都道府県知事の登録制
  - ・社会福祉士、介護福祉士、労働衛生コンサルタントは厚生労働大臣の登録制
  - ・臨床心理士、医療ソーシャルワーカー(MSW)、診療情報管理士、腫瘍登録士は法律によって規定された資格ではない。しかし臨床心理士は難関
- 届け出義務
  - ・医師、歯科医師、薬剤師は、その職に従事していくなくても2年ごとに現住所等を保健所に届ける義務がある
  - ・看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士は、従事者のみ2年ごとに現住所等を保健所に届け出る
- 需給予測
  - ・歯科医師と薬剤師は供給過剰が予想されている
  - ・医師と看護師は不足する可能性が高い。保健師は政策次第だが、長野県の長寿と低医療費からは保健師を増やすべきという提言もなされているので、その意味から不足
  - ・スポーツ医学とかトレーニング分野では新しいニーズあり